

第3次唐津市障がい者基本計画及び第8期からつ自立支援プラン（第8期唐津市障がい福祉計画・第4期唐津市障がい児福祉計画）策定業務 プロポーザル実施要領

第1 業務概要

1-1. 業務の目的

本業務は、第3次唐津市障がい者基本計画及び第8期からつ自立支援プラン（第8期唐津市障がい福祉計画・第4期唐津市障がい児福祉計画）策定にあたり、アンケート調査等の調査を行うとともに、今後、国・県から示される制度改正や基本指針の内容並びに第3次唐津市総合計画（令和7年度～令和16年度）及び他の部門別計画との整合性を図るものとする。

1-2. 業務の名称

第3次唐津市障がい者基本計画及び第8期からつ自立支援プラン（第8期唐津市障がい福祉計画・第4期唐津市障がい児福祉計画）策定業務

1-3. 業務の内容

別紙「第3次唐津市障がい者基本計画及び第8期からつ自立支援プラン（第8期唐津市障がい福祉計画・第4期唐津市障がい児福祉計画）策定業務仕様書」のとおり

1-4. 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

1-5. 履行場所

唐津市内

1-6. 提案上限額

8,582,640円（消費税相当額及び地方消費税相当額を含む）

上記の金額は、プロポーザルのために設定した上限金額であり、契約に係る予定価格を示すものではない。また、見積価格は提案上限額を超えないものとする。

1-7. スケジュール

令和8年4月20日（月）	募集要項の公告
令和8年4月30日（木）	参加意思表明書の提出期限
令和8年5月11日（月）	企画提案書の提出期限
令和8年5月8日（金）	参加辞退届の提出期限
令和8年5月12日（火）	審査・選考の日程及び場所等の通知
令和8年5月下旬	プレゼンテーション及びヒアリング審査
令和8年6月上旬	審査結果通知、契約締結

1-8. 契約方法及び選定方法

契約方法は随意契約とする。

契約の相手方の選定は、公募により企画提案を募集し、書面審査及びプレゼンテーション審査を経て優秀な提案者1者を選定し、随意契約の相手方の候補とする手続（公募

型プロポーザル) による。

第2 応募要件

2-1. 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たすこと。

- (1) 令和8年度における唐津市建設工事等入札参加資格者名簿（役務・保守点検、警備・清掃業務等）に登載されている者であること
- (2) 法人格を有していること
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定（一般競争入札に参加させることができない事由等）に該当しない者であること
- (4) 次の申立てがなされていない者であること
 - ア 破産法第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立て
- (5) 企画提案書の提出期限までの間、唐津市から指名停止等の措置を受けている者でないこと
- (6) 国税（本店に係る法人税並びに消費税及び地方消費税）及び地方税（本店所在市町村の法人市町村民税）を滞納していないこと
- (7) 個人情報等の機密情報の取扱いに係る法人内部の規定を整備し、その実質的な運用が行われていること
- (8) 次に該当しない者であること
 - ア 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しないも者
 - エ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (9) 九州管内（沖縄県を除く）に本店・支店又は営業所等を有していること
- (10) 過去10年間において、障害者基本計画策定業務、または障害福祉計画・障害児福祉計画策定業務及びそれらを策定するにあたってのニーズ調査に関する業務を自治体との間で元請けとして受託した実績があること

2-2. 複数提案参加の禁止

提案参加者1者につき1つの提案とし、複数の提案は認めない。

2-3. 他の提案参加者の構成員となることの禁止

既に提案に参加している者又は提案参加者の構成員となっている者が、他の提案参加者の構成員になることはできないものとする。

第3 応募手続き

3-1. 参加資格審査に関する提出書類及び提出方法

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次の方法により申込み、参加資格を満たしているか確認を受けること。

- (1) 提出期限 令和8年4月30日（木）午後5時（必着）
- (2) 提出方法 次に記載の必要書類各1部を次の提出先へ直接持参又は郵送（簡易書留とし、締切日必着とすること）により提出すること。
持参の場合は、市役所開庁時間内（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）に提出すること。
- (3) 提出書類 ①参加意思表明書（様式1）
②法人概要書（様式2）
③業務実績調書（様式3）
④業務体制表（様式4）
⑤会社紹介のパンフレット
⑥納税証明書（本店に係る法人税並びに消費税及び地方消費税、本店所在市町村の法人市町村民税）
- (4) 提出先 唐津市 福祉こども部 障がい者支援課
（唐津市東城内1番3号 障がい者支援センターりんく1階）

3-2. 問い合わせ（質問等）

本プロポーザルに関する質問の受付及び回答は、以下のとおりとする。

- (1) 受付期間 令和8年4月20日（月）から令和8年4月27日（月）午後5時（必着）まで
- (2) 質問方法 質問書（様式5）に記入の上、電子メールにて送信すること。
なお、件名は「（質問）唐津市障がい者基本計画及びからつ自立支援プランに係る企画提案について（事業者名・提出日）」とすること。
- (3) 回答方法 提出された質問への回答をとりまとめ、唐津市ホームページに随時掲載する。
- (4) 提出先 E-mail : shougai-shien@city.karatsu.lg.jp
（唐津市 福祉こども部 障がい者支援課）

3-3. 企画提案審査の提出書類及び提出方法

参加意思表明書を提出した者は、次により企画提案書等を提出すること。

- (1) 提出期限 令和8年5月11日（月）午後5時（必着）
- (2) 提出方法 次に記載の必要書類を次の提出先へ直接持参又は郵送（簡易書留とし、締切日必着とすること）により提出すること。
持参の場合は、市役所開庁時間内（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）に提出すること。
- (3) 提出書類 ①企画提案書（様式6）及び企画提案書別紙（任意様式）
・後段の「4-2 評価基準」で評価することを念頭に置き、仕様書を参考に作成すること。計画策定に向けた基本的な考え方、障がい者等の実態を的確に捉え、支援を進めるために必要な調査分析と課題の抽出方法、計画の構成案、検討組織の運営支援方法、各種業務の実施方法、企画提案等、必要な事項を具体的に記載すること。

- ・提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔にわかりやすく記述すること。
- ・その他PR及び独自提案がある場合は、添付可能とする。
- ・審査の際、専門知識のない者も理解できるよう、可能な限り平易な表現で分かりやすい記載内容とすること。専門用語を使用する際は、脚注をつけるなどすること。

②業務工程表（任意様式）

- ・実施スケジュールと役割分担がわかるように提案すること。

③見積書及び積算内訳書（任意様式）

- ・見積書には、人件費、間接経費など、見積金額の積算根拠がわかる内訳書を添付すること。
- ・本見積書の金額をもって契約金額とするものではない。

(4) 作成上の留意点

- ①規格は原則としてA4判、両面印刷、横書きとすること。ただし、用紙の縦横は問わない。図表等の補足資料については、必要に応じて折り込みA3判も可とする。
- ②文字の大きさは、原則として12ポイント以上とすること。
- ③文書を補完するための写真、イラストの使用は任意とする。
- ④企画提案書の印刷の色は、カラー、白黒を問わない。
- ⑤企画提案書の下段余白中央にページ番号を付けること。
- ⑥目次及びインデックスを付けて提出すること。

(5) 提出部数 正本1部、副本10部

※正本は押印のある原本とし、副本は正本の写しとする。

(6) 提出先 唐津市 福祉こども部 障がい者支援課

(唐津市東城内1番3号 障がい者支援センターりんく1階)

3-4. 参加辞退届の提出

参加意思表明書の提出後、プロポーザルの参加を辞退する者は、参加辞退届を次により提出すること。

(1) 提出書類 参加辞退届（様式7）

(2) 提出期限 令和8年5月8日（金）午後5時（必着）

(3) 提出方法 直接持参又は郵送（簡易書留とし、締切日必着とすること）により提出すること。

(4) 提出先 唐津市 福祉こども部 障がい者支援課

(唐津市東城内1番3号 障がい者支援センターりんく1階)

3-5. 審査・選考の実施通知

参加資格の確認の結果、2-1.参加資格を満たし、かつ提出書類の形式、提出方法、提出先、提出期限の全てが適合する企画提案者に対して、令和8年5月12日（火）に電子メールにて審査・選考の日程及び場所等を通知し、参加を依頼する。

なお、審査・選考に参加できないことについての異議申立ては、一切受け付けない。

第4 審査・選考

4-1. 審査・選定方法

- (1) 本市職員及び第三者からなる審査委員会が、提出された企画提案書の書面審査及びプレゼンテーションの審査を行う。

- (2) 企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、下段の評価基準に基づいて評価し、最優秀者及び優秀者を選定する。最優秀者を当該契約の相手方となるべき候補者（以下「受託候補者」という。）とする。
- なお、最高得点の者が複数となった場合には、審査会の合議により順位を決定し、最優秀者及び優秀者を選定する。
- (3) 参加する企画提案者が1者の場合でも審査を実施し、最低基準点（各委員の審査の合計得点が満点の6割）を超えた場合は契約候補者として選定する。
- (4) 審査日時・場所
令和8年5月20日（水）～5月22日（金）の期間に、唐津市役所本庁舎内にて開催する。
- (5) 企画提案書のプレゼンテーション及びヒアリングの時間
- ・準備 5分以内
 - ・プレゼンテーション（企画提案） 20分以内
 - ・ヒアリング（質疑応答） 15分以内
- (6) 出席者は4人以内とし、審査項目への質問に対し説明や回答ができる者を出席させること。
- (7) プレゼンテーションは、原則応募書類の受付順で実施するものとし、事前に提出した提案書をもとに行う。
- (8) 審査結果の通知及び公表
審査結果は、令和8年6月上旬に応募者に文書で通知する。なお、審査結果（決定事業者及びその提案概要、応募状況（応募者数）等）については、唐津市のホームページへの掲載を予定している（結果に関する電話等での問合せには対応しない。）。なお、選定結果等についての異議申立ては、一切受け付けない。
- (9) その他
プレゼンテーションで使用できる資料は、提出された企画提案書、企画提案書別紙、業務工程表及び見積書のみとする。パソコンを使用してスライド等を投影する場合は、上に掲げる資料の内容に沿ったものにする。
- プレゼンテーションに必要となる機材はプロジェクターのみ市が用意する。
- 審査時における追加資料等の提出、提示及び提案書にない提案を新たに盛り込んで説明を行うことは認めない。
- 企画提案書は、具体的な契約交渉を行う受託候補者を選定するためのものであり業務遂行能力、業務実施方針などを審査するが、提案内容がそのまま契約内容となるものではないことに留意すること。

4-2. 評価基準

審査項目	評価項目
支援体制	① 業務実績
	② 業務体制・事業所体制・従業員の実務経験
業務工程	③ 実施スケジュールや役割分担
提案内容	④ 本業務の理解度
	⑤ 国の指針や動向の把握と整合性
	⑥ 有効な手段での基礎調査・分析方法の提案

	⑦ 有識者会議等における支援の方法及び独自性
	⑧ 計画の作成方法及び進行管理の仕組みづくり
	⑨ 関連計画との整合性、一体となる計画の記載方法等についての有効な提案
	⑩ 障がい者・障がい児等の意見聴取に対する経験や理解度、支援の方法及び独自性
価額の評価	⑪ 見積内容からみた金額の妥当性
プレゼンテーション	⑫ 企画提案の理解のしやすさ、適確な説明
	⑬ ヒアリングに対する回答の適確性

第5 その他

5-1. 留意事項

(1) 契約に関する基本的事項

- ・契約交渉相手方の選定をもって企画提案書等に記載された内容のすべてを承認するものではない。受託候補者決定後、企画提案内容の仕様書への反映等について、市と協議を行い、項目の追加・変更及び削除を行った上で、本契約の仕様さに反映し、再度見積合わせを行う。
- ・契約方法及び支払方法は、唐津市財務規則の規定による。
- ・受託候補者が応募資格を満たさないと判明した場合、下段「(5) 失格事項」に該当した場合又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、選定結果の次点の者と順次交渉するものとする。

(2) 費用負担等

- ・応募書類の作成及び提出などの応募に関して必要な費用はすべて応募者の負担とする。

(3) 公正な執行

- ・応募者は、公正に手続きを執行しなければならない。なお、この執行が困難と認められる場合又はその恐れがある場合には当該応募者を参加させないことがある。

(4) 公募の中止・延期

- ・公募が公正に実施することができないと認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由がある場合には、公募の実施を延期し、若しくは取り止めることがある。

(5) 失格事項

- ・次のいずれかに該当する者は失格とする。
 - ①参加資格の要件を満たさなくなった者
 - ②企画提案書の提出から契約締結までの間に、唐津市から指名停止等の措置を受けた者
 - ③提出書類の提出方法、提出先及び提出期限が適合しない者
 - ④提出書類の作成形式及び記載事項が本実施要領に示された要件に適合しない者
 - ⑤プレゼンテーション等に出席しなかった者
 - ⑥見積書の金額が、提案限度額を超過した者
 - ⑦提出書類やプレゼンテーション・ヒアリングの内容に虚偽の記載又は発言をした者
 - ⑧提案書に署名又は押印のない者
 - ⑨誤字、脱字等により意思表示が不明確な者
 - ⑩2以上の応募を行った者

- ⑪その他本実施要領に関する要件に違反した者
 - ⑫参加採否の働きかけを行う及び審査委員会の情報を引き出す目的で、応募者またはその関係者が直接又は間接的に本市職員等と接触をした者
 - ⑬その他不正な行為がある者
- (6) 提出資料の取扱い
- ・提出書類その他の提出物について、持参以外の方法による場合の不達及び遅配を原因として提出者に不利益が生じても、主催者はこの責を負わない。
 - ・提出された書類は、提出期限後の改変はできないものとする。
 - ・提出された応募書類は本事業に関する事業者の選定以外の目的には使用しない。なお、全ての提出書類等は返却しない。
 - ・提出された企画提案書等の著作権は唐津市に帰属するものとする。
- (7) 言語表記
- ・見積書、企画提案書その他プロポーザルにおいて使用する言語は、原則日本語表記とする。また、見積金額等は、日本国通貨による表示に限る。
- (8) その他
- ・プロポーザルの参加にかかる費用は、すべて参加者の負担とする。
 - ・提案書は全て市の公文書となり、公開の対象になり得ることを理解のうえ提出すること。ただし、唐津市情報公開条例第5条第1項各号に定める不開示情報に該当する場合（特定の個人を識別することができるもの、参加者の権利や競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるもの等）は、非公開とする。

5-2. 担当部署

〒847-0016 唐津市東城内1番3号 唐津市役所
(障がい者支援センターりんく1階)
福祉こども部 障がい者支援課 庶務係 担当：堤、渡邊
E-MAIL：shougai-shien@city.karatsu.lg.jp
TEL：0955-72-9150（直通）